

本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条の準用）に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
信用金庫法施行規則における各項目は、以下のページに記載しております。

A. 単体（信用金庫法施行規則第132条における規定）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	54
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	54
(3) 事務所の名称及び所在地	57
(4) 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に 関する事項	該当なし
2. 金庫の主要な事業の内容	19~24
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	26
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	33
① 経常収益	
② 経常利益	
③ 当期純利益	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額（平残）	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 役員数	
⑬ 職員数	
⑭ 会員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア 業務粗利益及び業務粗利益率	33
イ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	33
ウ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、 利回り及び資金利鞘	33~34
エ 受取利息及び支払利息の増減	34
オ 総資産経常利益率	34
カ 総資産当期純利益率	34
② 預金に関する指標	
ア 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 その他の預金の平均残高	34
イ 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の 区分ごとの定期預金の残高	34
③ 貸出金等に関する指標	
ア 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高	35
イ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	35
ウ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	35
エ 用途別の貸出金残高	35
オ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	35
カ 預貸率の期末値及び期中平均値	35
キ 会員・会員外貸出金残高	35
④ 有価証券・金銭の信託に関する指標	
ア 商品有価証券の種類別の平均残高	36
イ 有価証券の種類別の残存期間別残高	36
ウ 有価証券の種類別の平均残高	36
エ 預証率の期末値及び期中平均値	36
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の態勢	12
(2) 法令遵守の態勢	13
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	7~9
(4) 金融ADR制度への対応	14
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	27~32

(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	38
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
○ 金融再生法開示債権	39
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が 別に定める事項	40~47
(4) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価及び 評価損益	
① 有価証券	36~37
② 金銭の信託	37
③ 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引 （デリバティブ取引等）	該当なし
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	39
(6) 貸出金償却の額	39
(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、 損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の 監査を受けている場合にはその旨	32
(8) 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は 財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が 別に定めるもの	52

B. 連結（信用金庫法施行規則第133条における規定）

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	48
(2) 金庫の子会社等に関する事項	48
① 名称	
② 主たる営業所または事務所の所在地	
③ 資本金または出資金	
④ 事業の内容	
⑤ 設立年月日	
⑥ 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	
⑦ 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一 子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	48
(2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	48
① 経常収益	
② 経常利益	
③ 親会社株主に帰属する当期純利益	
④ 総資産額	
⑤ 純資産額	
⑥ 連結自己資本比率	
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における 財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び 連結剰余金計算書	48~49
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	38
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について、金融庁長官が 別に定める事項	50~51
(4) 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の 業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの として金融庁長官が別に定めるもの	52
(5) 事業の種類別セグメント情報	49



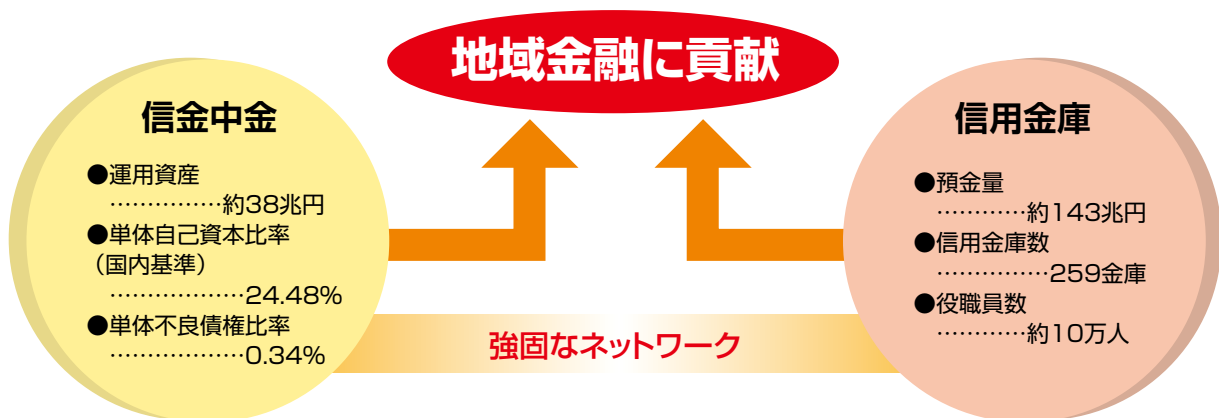
信金中央金庫

Shinkin Central Bank

～信用金庫のセントラルバンク～

信金中央金庫（信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として昭和25年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫のセントラルバンク」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、平成31年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約33兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



上記計数は、平成31年3月末現在

上記計数は、平成31年3月末現在

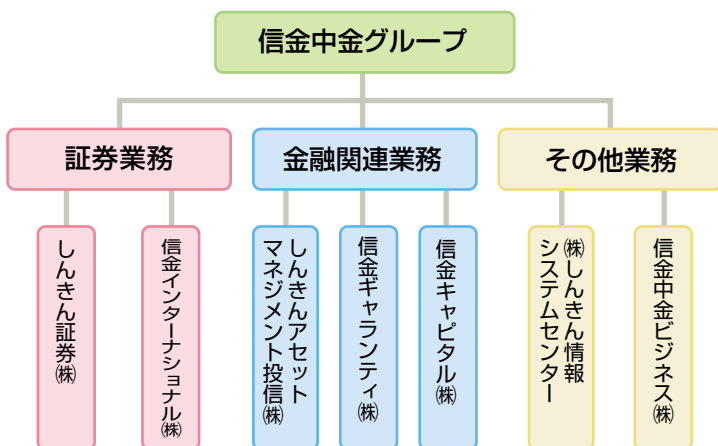
個別金融機関としての役割

- ▽総合的な金融サービスを提供する金融機関
信金中金グループとして
総合的な金融サービスを提供
- ▽わが国有数の機関投資家
約38兆円にのぼる巨大な運用資産
- ▽地域社会に貢献する金融機関
地公体向け融資・PFI・代理貸付など

信用金庫のセントラルバンクとしての役割

- ▽信用金庫の業務機能の補完
中小企業金融等のサポート、業界ネットワーク
を活用した信用金庫取引先支援、市場関連業
務や決済業務、人材育成のサポート等
- ▽信用金庫業界の信用力の維持・向上
経営相談、ALM・リスク管理支援、情報提供等

総合力で地域金融をバックアップ



邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング(S&P)	A
格付投資情報センター(R&I)	A+
日本格付研究所(JCR)	AA

平成31年4月末現在